



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	シンポジウム報告者に対するコメント・討論(2000年度秋季大会シンポジウム『21世紀を迎える北海道農業の課題と展望』)
Author(s)	亀井, 大; 浦谷, 孝義; 広畑, 雄三
Citation	北海道農業経済研究, 10(2), 32-57
Issue Date	2002-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63484
Type	journal article
File Information	KJ00006912172.pdf



シンポジウム報告者に対するコメント・討論

I. コメンテーターからのコメント

[阿部報告に対するコメント]

亀井 大（厚沢部町農業振興公社）

第1報告に対するコメントに先立ちまして、ごく簡単に私どもの農業振興公社の概況と近況について説明させていただきます。それから清水町の公社との違いも浮き彫りにでてくるかと思えますし、第2、第3報告との関係も含めて参考になるかと思えます。

厚沢部町農業振興公社は平成5年に町と農協が共同で1,000万円ずつ出資し、2,000万円で有限会社形態の第三セクター方式で設立しました。厚沢部町の場合、野菜の作付を拡大していくなかで従前からあった稲作関係の共同利用組織が崩壊していき、労働過重になったことがいちばん直接的な設立の背景です。いわば農作業を少しでも軽減させていく方向のひとつとして、農作業を支援していく組織として設立しました。今年で8年目ですが、経理上赤字になったことは一度もなく、だいたい100万前後ぐらい余剰金を出して、積立金が1,000万ぐらいできるように運営しております。

清水町の場合には、農地調整とか担い手育成という非常に新しい試みをされていますが、われわ

れの場合にはコントラクターと試験という、清水町の事例でいえばいちばん左側のごく一部に特化しています。いったん組織を作ると、つぶすわけにいかないという組織維持の論理と、雇っている職員の雇用を確保していかなければならないという雇用維持の論理が付いてきます。そういうなかでわれわれが8年かけてやってきているのが農作業の受託作業の中身を増やし、作業期間を拡大していくことでした。平成5年にラジコンヘリで水稻の防除を初めました。平成6年、7年にも各1台、3ヵ年で3台のヘリを入れ、7月から8月に水田をはいずり回って散布する労働過重から解放しました。

厚沢部の場合いろいろな野菜、例えば大根、キャベツ、スイートコーン等が入っておりますので、請け負う作業も非常に多種類に渡っています。大根の種まき、人参の種まき、マルチと種まきをセットにしたり耕耘とセットにしたり、キャベツ苗を供給したり花の苗を供給していく育苗センター的機能を果たしたり、野菜振興をバックアップしていく仕事をしてきています。いちばん労働面で負担が大きかったのが大根の収穫ですが、平成9年に6台大根の収穫機を入れ、7月から10月末、年によっては11月初めまで収穫機を稼働させる取り組みを行っています。それからラジコンヘリ

は今まで水稻防除にしか使わなかったのですが、空中散布用に適した薬剤が開発されましたので、春小麦、秋小麦の防除にも使用しています。これは水稻のへり防除が始まる前の6月か7月に行っています。それから11月下旬から12月に雪腐れという小麦にとって大敵である病気がありますが、これについて今年は試験的に11月12月にラジコンヘリを使って防除を行っています。

導入した機械は少しでも稼働率を高め農家のために役立て、機械装備は年々充実させていくということでやってきました。特殊な機械は道や町村の補助事業で入れてもらった経緯がありますが、一般のトラクターは補助事業の対象にはなりません。そこで、積み立てていたお金を原資にして導入資金の半分は公社で負担し、あとの4分の1づつは町と農協に負担してもらう形を取っています。機械装備を自力でできる部分はやっていくという形で、なるべく行政や農協に依存しないでやっていこうと。ただ機械装備については完全な民間企業みたいに全部自己資金で導入することはできませんし、組織の性格上、行政や農協の支援を受けるところは受けるということでやってきています。

受託事業だけで約7000万円の収入があります。支出は、正職員と臨時職員の人件費で合わせて約3000万円です。受託事業に関わる資材経費は、機械の減価償却が約500万円、加えて農薬、肥料等を使いますので合わせて約3000万円です。もろもろのその他の管理経費が7～800万円あります。税金を約100万円納めると最終的に残るのが100万円前後で、それを余剰として積み立てているというのがここ数年の状況です。

以上のようなわれわれの第三セクターのお話を一応頭に入れて頂いたなかで、清水町と比較しながら、お聞きしたいことをいくつか挙げたいと思います。

組織の機構図に基づいてお聞きします。図の左下にコントラクター調整ということで作業受委託

調整、試験展示圃管理ということがあります。厚沢部の公社の場合にはほとんどこの仕事をメインでやっております。実際に清水の場合には設立されて1年ぐらいしか経っていませんからこれからだと思いますが、動いた段階で作業受託の採算性、収入と実際にかかる経費なり人件費の収支バランスがどのようになっているのかという点と、今後の見通しについてもう少しお聞きしたいと思います。

図の中央に農地調整と担い手育成とあります。これは従来市町村の行政サイドからいえば農業委員会が主に関わる仕事だと思います。農業委員会の仕事と今度立ち上げた公社の仕事とで重複する点がいろいろあるのではないかと思います。その辺りをどのように調整されているのでしょうか。もう少し突っ込んでいえば、町村独自の機能、行政職員をスリム化してこういう第三セクターに委託できるものは委託していくということ、そういう行政組織のあり方も含めてどのようにお考えなのかを教えていただきたい。

それから農地調整の問題です。遊休農地にもいろんな種類がありますが、少々土地改良してもなかなか使えない農地も結構あるわけです。市町村が土地改良することによって、最終的に不良農地として抱え込んで行政として身動きがとれなくなる懸念をご存じかと思うのですが。われわれも、やろうと思ってやらないのはその点を懸念しているからです。

それから担い手の育成の問題です。清水町の農業振興公社のホームページをつい最近拝見しまして、新規就農、花嫁対策ということで、積極的に農業外から人材募集をされていることを知っております。私のアクセスは411番目でしたけれども、どのような問い合わせがあったのか、また最近すでに新規就農で入っている人がいらっしゃれば、どういう条件が合っとうまくいっているのか、それともうまくいっていないのか、その辺りの説明

をお願いしたいと思います。

〔松木報告に対するコメント〕

浦谷 孝義（北海道立十勝農業試験場）

私は松木先生の第2報告についてのコメントを仰せつかりました。松木先生の報告は、農地問題に対する取組において、農家と農協、自治体が非常にうまく結びついている事例として、北見市相内農協の取り組みを整理されています。第1には農地利用管理組合による集団的な農地保全管理、第2には集落内の農家による作業受託、第3には水稻作付の団地化、第4には新規参入への取組の4点です。なかで、関係機関がどういう具合にうまく結びついて、そこにどういった特徴がみられて、北見でそれを実現可能にしているのはどのような条件か、といったことを簡潔明瞭に整理していただけたのではないかと思います。

私自身、実は農地関係の問題に関しては新規参入者なものですから、的確なコメントができるか自信がないのですが、3点についてお聞きしたいと思います。第1は、冒頭で出てきますが、土地資源管理といわれている考え方についてです。第2は、相内での取り組みの内容についてもう少し詳しく伺いたいと思います。第3としては、関係機関の話について若干補足していただければと思っています。

第1の土地資源管理についてですが、松木先生冒頭でこのようにおっしゃいました。「土地資源管理問題を、農地を私的財産、資源としてのみでなく、地域の共有資源、地域社会の公共財としてとらえ」る、そういう自覚を持っていくということでした。この点に関して2点お聞きしたいと思います。

ひとつは前段の「地域農業の共有資源」という表現に関することです。先ほどの説明のなかで北見市で8,000 ha、相内農協管内で2,000 haとい

う数字が何度か出てきましたが、そういう数字をどの程度固定的なものとして考えるか、そういう共有資源の範囲をどのように考えるかという事です。言い方を変えますと、例えば現状の農地の全てをどうしても共有資源という形で維持していかなければならないという発想に立つのか、あるいは何らかの方法によって評価しゾーニングして絞り込むようなことを考えた上で共有資源という表現をされているのかという事です。私自身は、方法は非常に難しいと思うのですが、何らかの形で評価した上でゾーニングということがいずれ必要になってくるのではないかと思いますので、そのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

ふたつは、後段の「地域社会の公共財」という表現についてです。前段の方はあくまで農業の範囲と考えられますが、後段は農業の範囲を超えてという意味合いを持っているのではないかと私は受け止めました。そうであれば、このような考え方に基づく自治体—北見市、それに第1報告の清水町—が行う支援については、現実には地域の農家以外の人々との何らかの合意が必要となるでしょう。端的には市や町の予算が議会で認められるかどうかということなのですが、当面はそれでいいとしても、長期的に継続できるかどうかについては疑問があると考えます。どういう形か、地域的な限定がかかるという意味からいっても、もっと広く地域社会の人々の合意を得るようなことを考えていかなければならないような状況になっていくのではないかと考えます。そのあたりについて、お考えをうかがいたいと思います。

次に相内の取り組みについてです。先ほどいいました4つの取り組みのなかでも、中核的な取り組みは農地利用管理組合による集団的な保全であろうと考えます。非常に特徴的であり注目したい点は、3頁目の下段にある、管理組合で保全管理をして、そこから出てきた収益を積み立てていっ

て、将来その土地を買うであろう人の購入代金にあてることになっているという点ですが、どうしてそのようなことが可能なのか非常に不思議なところでもあります。それで背景なり理由なり、あるいは農家の考え方や意識、それらがどのように形成されてきたのか、ぜひお聞きしたいと思います。

次に、図表に農協の取り組みの全体像と管理組合に関連する部分が示されています。相内の取り組みも、開発公社の農地保有合理化事業が前提になっており、その運用を弾力化することによって成り立っていると思います。ただ、現実の問題としては公社の合理化事業そのものが、売れ残りが出るなどいろいろな形で問題を抱えている状況のようです。そうなってくると、こういう取り組みをやっているときにいつまで公社に頼っていけるのかということが、問題になってくると思うのです。特にこういう運用の弾力化という事が広まってくると、市町村にとっては非常に有難いことだと思いますので、いくらでもこういう要望が出てくる可能性がある。逆に公社としては大変になるだろうと思います。今後の公社事業の見通しみたいなものも含めて、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

関連してもう1点。相内の活動の特徴をまとめられたなかで、既存の枠組みをうまく利用し、それを再編成することで、かなりうまくいっているという評価をされています。確かに今のところはうまく機能しているのですが、将来的にはどうか、ということです。7頁後段で、今のところまだ相内でも人の分を請け負うだけの余力があるからこういうことができているけれども、いずれ余力がなくなると予測していて、将来的には法人の設立を視野に入れているというお話です。先ほどの公社事業の行く末も絡んで、場合によっては既存の制度なり仕組みなりを利用するだけでは、いずれ対応しきれなくなると、私はそういう含みを持っ

ているのかなと受け止めたのですが、そのように受け止めてよろしいのでしょうか。

最後に関係機関についてです。先ほどの清水の例でもそうなのですが、このような取組をすすめていく上で農協や自治体の役割が非常に大きいということは皆さん十分感じ取られたと思います。とくに松木さんの報告では農協のリーダーシップというものが強調されていました。ただ、北見市には相内の他にも2つの農協があるので、私としては残り2つの農協がどういう動きをしているか関心があります。仮にそれら2つの農協の方で特別な動きがないならば、なぜ相内だけが同じ市の中でこういう動きをとれるのか、そこらの背景というか相内農協の独自性というようなことを是非お聞きしたいと思います。最後のところで、「創意と工夫と努力」とおっしゃいましたけれども、それが相内農協で生まれてきた土壌というか歴史的経緯というか、そういったことを教えていただけたら非常にありがたいと思います。

【柳村報告に対するコメント】

広畑 雄三（北海道農業会議）

柳村先生から、いわば経営継承システムという考え方について、きれいに整理されたものを報告していただきました。私からコメントといわれましても的確にできるわけではありませんが、私の現在の仕事柄、農業法人を担当しておりますので、その農業法人という観点から若干お尋ねしたいと思います。せっかく体系化されたものをつまみ食いしたような質問になろうかと思いますが、どうかお許しいただきたいと思います。

まず、タイトルにもあるように、非農家型の経営継承システムというように全体を整理されているわけですが、この非農家型という表現を、現在の農業法人を支える制度とのつながりにおいて、どのような問題意識をもって使われているのか、

再確認を含めて論議していただければありがたいと思います。農業法人と俗にっておりますが、農業法人は大きくは会社形式の法人か、農事組合法人といわれる農協法に定める法人形態でしか設立ができないことに現状ではなっています。更にそれに農業生産法人という、農地法のしがらみを受けて運営せざるを得ないのが実態です。そのような制度を認識しながら、その枠内においてしか農家は法人経営活動ができないわけです。この非農家型という形で捉えるときにそのあたりの問題点はないのか、またどのような制度の認識の下に組み立てられたか、私自身疑問を持つものですから、そのような問いかけをしてみたわけでありませう。先生のご報告では、農家という社会関係から切り離された経営継承システムを「非農家型継承システム」の概念として定義されているわけです。先生が主に頭に置かれているのは、農協法による農事組合法人だろうと思いますが、農事組合法人の法律上の形は農民が組織するという限定付であって、現行法は3人の農民が組織するとなっています。いわば農家・農民という社会性を切り離せないような構造において農家の方々は法人にチャレンジしています。このあたりが先生のイメージされる継承システムに矛盾している。矛盾とは先生の言っていることと矛盾するのではなくて、今の農家の取り組みが、その制度的な制約に引っ張られて必ずしも純粹の非農家型にいけないような形を残さざるを得ないのではないかという気持ちも持つわけです。それで先ほどのような問題提起をしてみたわけです。

その農事組合法人という形でいいますと、例えばその持分構成員が死亡した場合、持分を相続して相続人がその法人の一員として継承していけばいいわけです。その持分の相続による継続については、農地法上はみなし農民という言葉を使いまして一定割合まで参画を認めているのですが、農地法上はそのみなし農民につきましては、農地の

提供がない限りにおいてあるいは実際に法人で働かない限りにおいてその持分は他の者に譲渡することという制限をかけているわけです。このようにいろいろな仕組みがあるわけですが、どうしてもその現行制度というものに縛られていく中での法人経営でありますから、非農家型経営システムといってもなかなか実際の農家では十分に実行できないという側面を持つと感じます。そのあたり、いわば農家という社会関係を完全に切れないという現制度との絡みにおいて非農家型というものをどのように整理すればいいのか教えていただければというのが1点です。

もう1点は、先生のご報告にもありました通り、確かに私どもの仕事柄、法人を作り上げたいという方々の相談をたくさん受けます。地域に農家がない、離農が起きている、農家戸数が減る、また家族の中に後継者がいない、そういう地域の担い手問題を受けまして、地域の農業を継承したい、発展させたい、持続的に維持したいという地域のリーダーの皆さん方が、法人にチャレンジするという動きを取るわけです。また、小さくいえば家族経営におきまして、後継者がいないので法人化してという発想を取るわけです。雑談的ですが、つい先日も空知管内のある酪農家に呼ばれて法人の設立の相談を受けました。その息子さんが、酪農学園大学を今年の3月に卒業された。酪農家の息子が酪農学園大学に来ると、当然そこのお父さんは継いでくれるものということを殆ど100%信じていたのですけれども、息子さんは札幌のコンピュータ会社に勤めた。それでお父さんはがっかりしまして離農を決意して、農業委員会に農地の処分をお願いしたのですけれども、せっかくの資産、技術を何とか維持していきたいという思い直しがあまして、それではどうしたらいいか、それで法人というものに思いが至って法人を設立されたのです。確かに法人というものについて、地域あるいは家族農業の継承あるいは持続的な維

持という観点から評価をされ、また期待をされているわけですが、このいわば全体の動きが、先生のとめられた最後の結語にある「法人設立時の法人の性格に規定される」というところに、大きな問題指摘があると思っています。それでは設立時にどのような施行法を持つことが重要になるのか、いわば気持ちだけで継承はできないということかと思えますけれども、設立時にいてどのように対応することが法人という形態を利用しながら経営継承へと導いていくことができるのか、この辺の法人設立前の行動、またどのような内容において設立時からとらえていけばよいのか、ご意見いただければと思っています。

もう1点は今申し上げた2点目と関わるわけですが、先生のご報告の中で「経済的な参入障壁」という言葉がございます。経済的な参入障壁という事態を捉えられているわけですが、その下に法人の収益分配という表現がとられています。北海道には1,800以上の法人があり、その1割が農事組合法人です。その1割の農事組合法人だけとっても、おそらく設立時から今日にいたるまで、収益分配ということを頭において経営経理を育成しているのは殆どないだろう、極めて例外だろうと思っています。それは、収益がないということもあるといえばあるわけですが、全体の法人のレベルが低い、力がないという現段階の法人の実体と、それと絡まって法人にかかる税の仕組みなどを想定しながら、どうしても自らの力を節税という形において対応したいという法人があまりにも多いといえると思います。これは現在の法人の仕組みからいってやむを得ないという見方をしているわけです。いわば会計経理上の特性として税金問題を配慮において仕組んでいくというのが殆どの法人の現状であるという、その現状を踏まえたときに、それはここで先生がいう経営内容、いわば経済的な参入障壁とはやや違うものになります。いわば配分方法として給与制か何かを取る

わけですけれども、給与制を取りながら節税を考えたい、それによって少しでも法人の力あるいは個人の生活を守りたいというような発想をしているのが現状ではないかと思っているわけです。そのような意味合いで、いわば法人税とその他制度とのつながりにおいて法人作りを発想されている方々が先生の調査対象になっているのではないかと思いますので、その経営者等と法人税とのつながりにおいて経営的な参入障壁という問題をどのように捉えられているか、あるいは自覚しているか、そのあたりを3点目にお尋ねすることができればと思っています。

全体に1つの論文としてまとめられているものを、つまみ食いで、しかもあえてしたという感じがしないわけでありませんので、ちょっと恐縮ではありますが、この農事組合法人という協同型の法人というのが農民というものをベースにし、そして農民という足をきらないことを前提にして作る特殊な法人であるという、その辺の制度の仕組みと経営継承というもののとらえ方を是非フロアの方も含めて論議いただければということであえてそこを紹介してみました。

Ⅱ．討論

【黒澤座長】 それではお三方のコメントを終わりましたので、最後の総括討論に関わる部分は抜きにしまして、報告者の方からリコメントの部分をお一人ずつ簡潔にお願いできればと思います。それでは、第1報告の阿部さんからお願いします。

【阿部】 第1点目の作業受委託の採算性と今後の見通しということですが、大事な部分なのですが、いちばん先にちょっとだけ触れましたように、受委託協議会というのが平成9年に設立されました。受委託をどういう形で進めるかという

ときに、先ほどコメントいただいた厚沢部も先進地でありましたので、そこを含めていろいろなところを視察してきました。例えば鹿追農協のように農協直営型でやっているところ、それから厚沢部町のように第三セクター型でやっているところ、あるいは民間でやっているようなところ、いろいろな事例を見てきました。どこも素晴らしい内容なのですが、それを清水町にあてはめると、どれをとっても難しい面がありました。非常に曖昧な形なのですが、人格を持たない協議会方式で進めるしかないだろうということになりました。その時に機械をたくさん持って強引にやっていくような方法は、リスクが大きすぎるからということもありまして、農協や町理事者の理解が得られなだろうと考え、実は苦肉の策として協議会方式をとりました。

このとき機械費や他の予算を持たないで、当初のオペレーターだけを抱えるということで500万円ずつ町と農協で出そうということで話がつき、機械については借り上げ方式を取りスタートしました。この方式は利用組合の持っている機械、個人の持っている遊休農機具、一時期だけ使っているけど他は空いている機械を借りあげする方法です。ただ、通年雇用するオペレーターの給与1,000万円だけの負担を約束してスタートしたわけです。そのなかで、労働力が不足している事態もずいぶんありましたので、わりと面積をたくさん引き受けすることができました。それ以後につきましても町・農協の負担は全くなしで、今もってうまくできている状況です。それには平成9年から国の補助事業の採択を受けたことがあげられます。認定農業者認定育成対策事業で、受委託事業をやる認定農業者の組織に対して機械のリース料を半額補助する事業があり、これに当初借りてきた機械が沢山あったのですけれども、2年目からこの事業に乗せまして、19台の機械を全部リースにして半額補助を受けました。その他自給飼料

生産総合対策事業の一環で草地協会がやっている事業で、飼料作物の収穫を受託すれば1年目27,000円（ヘクタール当たり）補助金がもらえる。2年目と3年目は17,000円だったでしょうか。道内他町村でもこの事業を実施していました。ちょうど今年でその事業が終わっちゃいますが。

いろいろと計算をしまして、当初機械も何も持たないで始めたのですけれども、その後この事業をフルに活用し大幅に機械設備を増大しました。平成15年くらいまで今のシステムでいけるように採算を考えました。受託面積の増大もありまして、約3,700haの面積をこなしてきていますので、うまく採算が取れるような状況になってきています。

ただ、先ほど説明しましたように、公社システムのなかで受委託協議会が外におかれました。本当はこの公社組織の中に完全に包含して人格を持たせるということだったのですけれども、いろいろな経過の中でだめになりました。そこで税金問題等もあり、いつまでも受委託協議会のなかで進めるわけにもいけなく、そこで13年度からこれに法人格を持たせようということで、逆に今度は完全に包含できなかった部分を独立させようと考えています。独立させるときに農業生産法人格を有限会社として逆に持たせて、このなかで清水の農業公社ができなかった補完として農地取得を行う。もし新しい担い手がきたときにこの法人で雇用し、ここに土地を一時保有させ、新規参入者の準備が十分にできた時点で土地を譲り渡していくようなシステムを作り上げて仕上げをしたいと思っています。

次に農地調整、農業委員会との事で質問が2番目にありましたが、7番目の質問と似ている部分がありますので、まとめてコメントいたします。公社でプロパーの職員を農地保有合理化関係で1人新規採用してやっているのですけれども、今は全く仕事はできません。農業委員会の指導を受け

ながら、農業委員会に研修をさせながらというような形で連携を取りながらやっているところがあります。ただ、どちらにしても第三セクターを作ったことによって、農協は別として農林課や農業委員会の職員更にこの公社の職員を含めて、町全体の農業関係の職員を何名確保できるかという事を頭に入れながら、職員体制が増員されたことによって、今まで目が行き届かなくてできなかったところまで仕事ができるのではないかと考えております。

次に3番目の遊休農地ということで、とくに不良農地をどうするかという問題がありましたが、これは公社を作り、合理化法人の指定をもらっているなかで、いろいろ先ほど難しいこともあったということもお話しましたが、最後にいちばん感じたことは、いろいろな事業が出ますけれども、いちばん泥臭い所は地元が負担しなければならないことです。どんないい事業であっても全部そういう仕組みになっております。今回われわれが実施する農地保有保全緊急管理対策事業というのもそうです。道公社が相手のいない土地を買い上げてくれるのですけれども、最後、10年後に誰も受け取り手がいなかったときには、市町村がその土地を買い戻すよう債務負担行為をとってやっております。そういったことのなかで結局は地元で(町村でなくでもいいのですけれども)、リスクを負うという姿勢の中で今後の農地問題については対応していかなければならないということがあります。答えになっていない部分もありますが、不良農地として扱わなければならない部分には、そこに今、人が生活をしており遺産としてあるのですね。それが正の遺産ならいいのですが現在負の遺産を持っています。これを本当は農業外に置きたいのです。そのような状況にはなりません。不良農地であれば、haあたりあるいは反当たり何万円かの負債が被さっているという問題を抱えながらも、どうやって今後付き合っていくかとい

うのが最大のポイントになるのではないかと思います。そのような時に公社を絡ませて何かうまくできないかというのが我々の考えているところです。

それから担い手の育成についてです。今までは、週刊誌等で数回、花嫁や実習生を募集し、実習生から新規参入者という事例が過去数例ありましたが、今後の予定はインターネット等も利用しながらということ考えています。直接農家に入る人、あるいは公社の農業機械研修所の跡地に宿泊施設を整備しましたのでそこに泊まってやっている人、そういう人たちを15人ぐらい抱えてやっております。これから更に花嫁になってもらう人、男性であればそのまま就農してもらう人、いろいろ計画を立てたなかで、今まで以上に効率的にやっていける状況になるのではないかと思います。

それから6番目、最後になると思うのですが、既存の担い手の定着要因ということでありました。これは今まで清水町に5例ほど新規参入者が定着した例があるのですけれども、これは全部個人の善意によって実習を引き受けてもらい、その人が親代わりになって、保証人にもなってもらって、清水町に定着できたという経過があります。いつまでもそのような個人の善意に頼っている場合ではないと思います。この部分は町を含めた関係機関が本町の将来を考え、責任を持ってやらなければならないことすし、さらに、今まで以上に、新規参入者の必要度が急激に高まってきている状況があります。そういった部分はもちろん行政として積極的に対応していかなければならないという視点で、公社を立ち上げ、十分に将来に対応できるようにシステムに作り上げてきた経過にあります。

【松木】 浦谷さんから大きく3点ご質問いただきました。第1点は土地資源管理について、地域の共有資源と関連して目標数量を固定することに

ついてどう考えるかということでございましたけれども、要するにゾーニングを考えるべきかどうかということになると思います。このゾーニング論に関して柏雅之さんは中山間農業論と関わって、耕境内に押しとどめる土地と耕境外に排出する土地と中間の耕境バッファ領域と3つぐらいに区分して、耕境のバッファ領域については公的管理だというお話をされるわけですが、そのような考えて中間部分を公的に管理するときに、本当に農地として保全していくことになるのか、素朴ですが疑問があります。やはり農地として保全するからにはそれが農業生産に結びついていくという保証がなければいけないと思って、私自身はゾーニングのなかで計画的に耕境を後退させるということについては、あまり賛成していない部分があります。例えば北見でいいますと、確かに8,000ha台という数字自体実は曖昧で、ぎりぎりこの8,000という数字の所まではなんとかふんばろうというところがあると私は受け取っています。相内のなかでは本沢という集落がありますが、ここはかなり厳しいところで、実は農協もそこでは無理だろうということで積極的に農用地管理組合を作ろうとしませんでした。ところが実際に農用地管理組合ができて3地区で活動していくと、その本沢の組合員から自分たちのところに農用地管理組合を作り、なんとかしてできるだけ農用地を維持していきたい、このような話になっている。ですからまずはどこまでがんばれるかということを生半端に考えるべきだと思います。最初からこのところまで退こうというのではずるずる退かれかねないのではないかと思います。

それから先程阿部さんがコメントされたように、不良農地にはいろいろな負の意味での財産がついています。実は生産力的に切ろうとする土地と農協なりの負債問題の管理とかで切れる土地というのは合わない。この問題が吹っ切れない限り

はできないだろうというのがひとつあります。それからゾーニングの話が実際に出るのですけれども、農業者なり農業委員会なりのものすごい反発が出る。つまり自分の土地に対して、誰かがあなたの土地は外側だと線を引くようなことは到底地域に容認されません。もうひとつは、山が降りてくるということは認められないということです。山が降りてくるということは、今は相対的に優等地のところは山に付いて劣等地化することになる。つまり、雪だるま式に劣等地化していく。愛別の協和農産の方に聞きますと、奥の方を一生懸命管理していますが、それは山が降りてくるのを防ぐ、それから自分たちが今作っているある程度いい土地を守るために必要だというようなことをおっしゃいます。やっぱりそういう努力をできるだけ重ねていくという、精神論的な部分がありますけれども必要だろうと思っています。

次に地域社会の公共財として捉えているかという事ですが、まさにその通りです。そうすると農家以外の人との合意が当然必要になるわけですが、それはやはりとっていかねばできないですし、必要だと考えています。例えば北見市でみますと、農業振興計画の上位計画の総合計画を策定するときに、北見の基盤産業は何だという議論がありました。どの町でも実は農業人口というのは少ないわけで、第3次産業に従事している人口の方が多いのです。北見は中核都市として商業機能を集積していますから、商業か農業かという話になります。ところが最終的な決着は北見の商業というのは集客も含めて農業がないと成り立たないということだったのですが、そういう形できちっとした産業基盤の資源と位置付けることがまず必要だろうと考えます。もうひとつの視点としては今いわれている多面的価値、こういう面では例えば北見市でいうと二つの市民農園がありますけれども、ひとつは市民部が所管していてひとつは農務部が所管している。この農務部がふれあい市民農園と

いうものをやっているのですが、その辺の考え方とか、さきほどの目標数値の市としての考え方というあたりを、本日お願いして応援として北見市から宇田川係長をお呼びしておりますので、あとで討論のときにでも私に代わってお話いただければと思います。

大きな2点目の相内の取り組み、その2番目の保有合理化事業を前提とした時の見通しはどうかという点については、私は専門家ではないので分かりかねるところがあります。ただ、例えば食料・農業・農村基本計画のなかで耕地面積の見通しなどが出ているわけですが、そのなかで耕作放棄地防止抑制の効果を見込んでこういう数字を、ということが書いてあります。ところが基本部分そのものに中山間地等への直接支払はありますけれども、実際に基本計画には具体的にどういう形で農地を保全していく政策を展開していくのか、というものがありません。そうすると農地保有合理化事業がどこまで拡充されるのか、見通されるのかと確かに不安な部分があるのですが、今はそういう枠組みの前提のなかである程度やるしかないという気がしております。ただ、例えば、帯広市の保有合理化資金貸付のように、保有合理化事業事業に乗らない土地について、購入代金を金融機関から借りてその分の利子部分だけ帯広市が保証してやるということで、独自に保有合理化事業を展開するということをやっています。このような形である程度自治体が独自に保有合理化事業の枠外の部分について対応していくことが可能だと思います。

それから既存の対応に限界があるのかという面では、やはりいずれは限界になると思います。ですから将来も今のスタイルで行くというわけではありません。私が強調したかったのは、例えばJ A出資法人なり第三セクターなり特定農業生産法人なり作りましょうと実際にいわれるわけですが、それならばそれが無ければ何もできないのかとい

えばそうではないだろうということです。そういうものを作るには時間もかかりますし資金も必要です。ただ、もっとそれぞれの地域が抱えている資源条件を生かす形で対応ができないのかということを今日の報告で強調したわけです。いずれはやはり別の受け皿を当然相内地域も考えていかなければならないだろうと考えます。管理組合が購入代金を積み立てるのがなぜ可能かという、ひとつは市がそれについて間接的に補填しているという部分があります。それは保全管理費の一部を補助しており、それでこういうものが回っていくということがあります。そこで実はなぜ皆がそんなことを納得するのかと思いますが、その部分はある意味不利益の共有というような行動様式なのだろうと考えます。例えば売れ残りの農地が発生するということは、その地域の地価水準全体に影響しますし、翻ってみるとそこに住む組合員の資産評価に影響する。そういうことをなくしていかうというのがひとつの説得材料なのです。ただその中身ではいろいろな問題があったようで、実際にやっている人たちがそれを良いことであると認めているかということとそうでもなく不参加もあります。ではやらないというと、自分たちの地域で耕作放棄地が出る、それを見過ごすわけにはいかないので皆で支えあって何とかしていこうと、そういう経済的な論理というか運動の論理で動いているのだらうと思います。

大きな3点目、農協のリーダーシップと他の農協はどうかということですが、他の二つの農協については、上常呂ではコントラクター事業に着手していますが、北見市農協では農地保全に関した動きは殆どありません。それではどうして相内だけなのかと市内の3農協が話した時には、あそこは屯田だからまともがあるとか、ちょっと訳のわからない話になるのですが、私は、相内農協の特質としては小農協であるがゆえに創意と工夫というような土壌が生まれてきたと考えてい

ます。例えば選果場は持てない、そうすると広域連を作るときに選果場を自分の所に誘致して自分の所は持たなくてもいいようにする。あるいは今回つくった米麦の乾燥施設でも、訓子府を含めて4農協で何とかやろうということで中心になって働きかける。自分のところが小さいから一緒にやれる所は一緒にやろうという意識がある。またお金がないから、できるだけお金をかけたくない、何か知恵を出していくしかないということですとやってきたと思います。あとは農協の職員をみると、非常によく現場に出ている感じを受けます。特に組合員のことは全部良く知っていますしよく対話もしています。そういうなかから新しい発案をしたときに話し合える土壤があるということと、それから合意形成に関して時間を惜しまない姿勢があります。それからいちばん今の活動で大きいのはその活性化推進協議会でしょう。ここをベースにして地域農業の仕組みを考える。実は活性化推進協議会には43人の組合員がいます。200戸の農協で43人ですから5分の1なのです。そのように集落の代表たちが集まって自分たちで振興計画の方向を考え、絵を描いている。そして自分たちの目標としてそれを実践していこうということで可能になっているのだろうと私個人はみております。

【柳村】 広畑さんから専門家としての十分な経験をふまえてコメントをいただいて大変感謝しております。3点ありましたが、1点目と3点目はひとつにくくることができるのではないかと思います。すなわち、現在の農業法人が農家集团的な体質を持っていて、そこでは家族関係をベースにした準農家型の経営継承システムというべきものがあり、新規参入者が入って来られるような状況にはないのではないかとということを申し上げたのですけれども、広畑さんから、農家集団型となっているのは制度との関連があるのでそこを重視しな

さいということでした。このコメントは私が申し上げた内容を補強してくれるような内容であったと受け止めております。

私は、必ずしも企業的になればそれがいいとは考えておりません。現在の農業法人の多くがまずは農家集団として設立されて、それが様々な制度によってそういう体質が強められており、そこから脱却していくためにはやはり制度のしぼりが結構きついのだろーうと思っています。ただ制度だけではなく、もうひとつこういうことがあるのではないかと思います。私が農家集団型といったD法人、これは鶴居の法人なのですが、ここは有限会社です。それから非農家型と位置付けた豊原生産組合は農事組合法人です。農事組合法人だから農家集団型になって、有限会社の方が企業的に展開する可能性があるとは一般的にはみえるかもしれませんが、必ずしも農家集団としての体質をもたらしている要因は制度だけではなくて、やはり三位一体的な小生産者が共同の枠組みを作る際には対等平等といった、プリミティブな運営原則を持った集団にならざるを得ないのではないかと思います。農家集団ということに対して別に否定的な考えは持っていないとはこういうことです。

私はこの一連の研究の中で、美瑛の柏台生産組合、朝日農業賞を受賞した集団に何度か通っていたのですが、ここはまさしく農家集団であり、彼等もそれを肯定しています。非常に収益も高い。4戸の構成世帯員が対等平等で、毎日のように戸主が集まって協議をし、そこで意思決定をする。それで何ら問題はありせん。実際にそうだろうと思うのです。4戸の世帯が集まってせいぜい10数人のメンバーが従事している。そこに企業的な組織運営原則を適用することが果たして効率的かどうかという問題があるかと思っています。おそらく農業法人が企業的な運営原則を取るといった場合には、従業員規模で例えば数十人といった企業的な組織運営ができるだけの、それが効率的

となるだけの規模が実現してこそ初めてそれは意味を持つことであって、法人だから企業的になるべきだという考え方でみていくのは適切ではないのではないかと思います。

もうひとつ、収益分配についてお話がありました。多くの農業法人は収益分配についてあまり意識をしておらず、そうすると出資に対しても無配ということになる。逆に節税をずいぶん意識しているわけで、それが現状ではないかと思います。私もそういう形で運営できているうちは、それはそれでいいと思います。柏台生産組合にしても取って出資配当をする理由はないということであり、ます。ただし先ほどD法人の事例で申し上げましたように、実際は法人に従事してなくて、単に農地提供者あるいは出資者としてのみ構成員となっているようなところがもう既に出てきている。そういう人達は一体何のために構成員になっているかというと、要するに農地を法人が買い上げるだけの資金がない、それから出資金に関しても今返還できるだけの余裕がない、つまり法人がその人達を非構成員とするような条件がないという状況があります。そのようななかで従来のような分配環境を維持することは難しいのではないかと考えます。ある程度出資配当だとか地代に対しても標準小作料的並みの地代を考えざるを得ないような局面が出てくるのではないかと考えます。企業化すればいいということではないのですけれども、やはり法人の運営原則を従来のプリミティブなものから高度化していく必要は徐々にでてきているのだと思います。

3点目が一段と難しいところなのですが、地域農業の再生戦略ですとか非農家型の経営継承システムの構築と私が申し上げたことに関わって、これはどなたか質問が出てくるのではないかと予想していたのですが、実はこのタイトルに対して十分な答えができていないという問題点があります。それはどういうことかというと、私が

申し上げた農家型ですとか準農家型ということについては、かなり制度の裏打ちがあってシステムとっていい中身をもっているだろうと思うのです。それでは例えば豊原生産組合の場合はシステムとっていいかどうかということです。これは確かに農家型ではないから非農家型と申し上げましたが、それでシステムとっていいのかということです。おそらくシステムと呼ぶにはまだまだ幾つかのことが足りないだろうと思います。システムと呼ぶからには地域農業の中に一定の構造を持って存在していること、そしてその構造が一定の安定性を持っているということがなければならぬと思います。それで先ほどのご質問、どのようにして非農家型システムを構築するかという事だったのですが、これは報告の中で申し上げましたように、従来の既存の農業法人が変質をして非農家型システムになるような道筋が長期的には考えられると考えます。しかしながらどうも豊原生産組合の事例を見る限りはどうもトランスフォームではなく、移植、トランスプラントという考え方を持つべきではないかという事を申し上げました。それ以上のことは実際にはよく考えていないのですけれども、地域農業のなかに安定的な構造を持ったシステムとして移植させるということになると、単に個別の法人の問題だけではなくて、行政的なバックアップということが当然出てくだろうと考えます。例えば私が関心を持っているのは、清水町でやっている法人の育成といったようなことがそういった話につながるのかと考えております。ただしここでもうひとつ考えなければならぬと思っているのは、農家型経営システムあるいは準農家型経営システムというのは基本的には家族という社会関係にベースを置いている、そういった意味では社会システムに基盤を置いた形で成り立っているという側面があるかと思えます。では非農家型経営継承システムというのは一体どういった社会関係に基盤をおくべきなの

でしょうか。あるいは、社会関係に基盤を置かずしてひとつの経済システムとして安定性を持つことができるのかがいずれ問題になるのではないかと考えております。この辺については、まだ現実にはないものを考えても観念論の域を出ませんが、いずれ答えを持たなければならない時期がくるのではないかと考えております。

【黒澤座長】 それではコメントとそれに対するリコメントを受けまして、総合討論を開始したいと思います。ぜひフロアの方々にも参加していただいて活発にディスカッションをしたいと思います。午前中の報告の段階でフロアの方々からの質問を殆どお受けしませんでしたので、ストレスがたまっている方が多いのではないかと思います。質問用紙をいただいている方も多いとは思いますが、これは後に私の方から織り込んでご紹介いたします。質問用紙をお出しになっていない方からコメントあるいはリコメントに対して、どのような内容でも結構ですのでこの段階でお受けしたいと思います。それでは北見市の宇田川係長どうぞ。

【宇田川（北見市）】 先ほど松木先生から名前まで紹介がありましたので立たないわけにはいかないと思ひまして。私は、決して呼ばれたとか応援団とかそういうことではなく、農業情勢をほんの少しですけれども分かりかけて悩みながらどうしようかなという感じで、まあ5年ほど経過しているものですから、こういう機会があればぜひ拝聴したいと常々思っていました。座長から焦点をあてる方が議論が深まると思われ、その途中で私が意見を述べることは不可能と考えまして、今話すしかないと思っているわけです。

まず先ほどの8,000 haとふれあい市民農園等振興計画のことですが、現場から発端の部分を中心として私なりの記憶で話をしたいと思います。結びの前に北見市は大きいからそれなりの財政規模

があったとありますが、本当の話はそうではなく、かなり厳しい道のりがありました。とりわけ今度平成13年度に14年度からの第3次農業振興計画を作らなければならないわけですが、それに向けては相当多額の歳出が必要となります。これまでもいろいろと議論があるなかで農業振興計画を作ったわけですが、条例とかで市民と行政を規定するまでにはなっていないわけです。それで私どものちょっとした工夫で、より厳しくなるだろうからということで規則化しました。市長が変わって財政の見方、とりわけ農業についての見方も全く変わったわけですが、そのなかで未だ手がつけられていないとか何とか守っているという厳しい状況であります。なるべく規則化といいますか条例化といいますか、当たり前ですけどもその辺を意識していかないと駄目なので、この会場にいらっしゃるのは市町村なり農協の振興計画に携わっている方が大多数だとお見受けしておりますので、もしよろしければそういったところの話まで指導していただければ助かります。

それからがんばる農業応援事業が幾つか出てきたわけですが、この始まりは至って雑な経過があります。あの時いわゆるガットURの合意がありました。私の記憶では帯広市の農業振興計画で、非常にセンセーショナルに、現状をかなり分析して本来は国がやらなければならないことを先行的に市がやるというようなことで何十億か、道新の一面に載るなど相当激しい広まり方をしたわけです。それにうちのいわゆる街出身の議員が飛びつきまして、私も役割上、答弁書の下書きをすることになりました。その後の反省会のなかで、部長から何か事業を考えろということではじめましたが、私はそういうのは好きではないので、とにかく関係者全部集まって相談を持とうということでプロジェクトチームを作りました。あと、がんばり農業応援事業とかいろいろな名前がありましたが、これらは間違いなく北海道農業元気づく

り事業が下書きになったものです。いろいろと議論がありましたが、私が気に入ったのは松木先生に既に紹介していただいた主体は生産者であるということで、間違いのない視点であると思っております。

それ以外ではいわゆるメニュー提示型農政からの脱却ということです。どうも国や道からこういうメニューがあるというので、市内三農協にファックスをして回答が無かったのでこの事業はやらない、というような、もちろん仕事が忙しいことに規定されているのも事実ですけれども、私はこの辺に非常に反発を持ったわけです。その意味ではメニュー提示型ではなく、生産者自らが物を考えていき、そこに行政の役割があるとしたら関わっていくという、そういう仕事をしていきたいと考えていました。

それから農業振興計画作りについては、ここにいる多くの方々にもお世話になりましたが、とりあえずは農協も含めた関係者が、ちょっといろいろ分からなくなっているから情勢認識を一致させようということから始まりました。その途中で厚沢部を含めていろいろ視察に行ったわけですが、厚沢部の農業振興計画をみて、ここまではできないなと思ったのがすごく印象に残っています。「第3次」では是非やりたいと考えていますが、まず振興計画について生産者を含めた総括的な視点から入っていくところからできればと思っています。つまりそういうようなやり方は第2次ではできていませんでした。それでもなるべく手作りでということで職員全体が参加をしながらやりました。スタートの頃若い職員から、いろいろと難しい情勢で何を視点にして北見の農業行政をしていけばいいか分からないという質問もありましたが誰も答えられなかったわけで、そういう意味ではみんなで作った振興計画といえると思います。

それから、8,000 haという数字ですが、いい意

味ではなく単なるスローガンだと、議論としてはかなりあったわけですが、線は引けないという先ほどの先生の分析どおりであります。それからふれあい農園、いつも北見にはそういうところがあるのですが、これもそれほど大事ではないのですけれどもまあ後から見るとまあまあ格好になっているということがあります。いわゆる遊休農地化をさせない、あるいは地元の生産者たちをアドバイザーとしてハッピーリタイアの人の有効活用だとか、そういったことは後になってはいえるのですが、それほど格調高い所から始まった話しではありません。いずれにしてもこういう方々からいろいろとお世話、指導がありながら、後から思えば先生からこのように書いてもらった、なるほどという形になっているということです。

【黒澤座長】 ありがとうございます。宇田川さんから若干の内幕も含めてご紹介いただきました。それでは会場から質問を更にお受けしたいと思いますが、税理士の松田さんから来ている質問のうち確認的な意味での質問に先にお答えいただきたいと思います。税制に関してのご指摘で、同様の指摘はコメントの広畑さんからも受けております。柳村先生お答え願います。

【柳村】 豊原生産組合について、贈与税が非課税になったということをうっかり書いてしまったのですが、これは旧所有者から法人へ農地の名義が変更された時に税金の問題も発生しなかったということで、贈与税というのは法人の場合はありませんので間違いです。その時はスムーズに所有権が移転されたという内容です。

【黒澤座長】 松田先生それでよろしいですね。それでは、松田さんからは第1報告の阿部さんに則してということで、塩沢さんからは、農協問題ということでご指摘、ご質問がございましたので、

若干の時間を取って議論していきたいと思います。

第1 報告阿部さんの報告のなかでは、清水の場合は町がかなり主体的に動いて振興公社を作ったということで、農協がもう少しがんばってほしいものだということがありましたが、その点についてもう少し詳しくというのが松田さんの質問にありました。同じく農協のスタンスについて、松木さんの報告では相内農協はかなり積極的に動いていますし、また同時に市も、いわば行政と農協両者が連携してことにあたったという意味での取り組み事例です。それからコメンテーターの亀井さんからは厚沢部の例をコメントの冒頭にご紹介いただきました。厚沢部は町と農協が出資をして共同運営で第三セクターをやっている、いわば町や農協行政が常に連携しているタイプということです。松木先生の報告で、今後の農地問題や担い手育成に関わった問題について、農協大会では従前の農協組織の活動とは異なってもう少し踏み込んだ形で対応することが決定されたというようなことが紹介されていましたが、松田さんからの質問は、農協ががんばるというか、もうちょっと積極的というのは、どの局面でどのようにすれば良いのかという部分をもう少し詳しくというのがございました。塩沢さんからは、北海道の稲作地帯では米価の下落あるいは離農の激化の現状があり、これは当然農協運営そのものにも危機をもたらしておりますし、これに対応する形で農協の合併が進行している。今回発表になった報告のなかでは、各農協がかなり生産活動そのものに必死になって取り組んでいるということですが、実際に今の農地や担い手の問題に取り組む余裕というものがあるのかどうかという部分です。例えば相内で取り組みを積極的にやっている、あるいは清水や厚沢部のように取り組みを行政と連携してやるという、経済的な余裕の源泉というような部分を含めて、農協がこの問題に果たす役割について、もう少し詳しくつめた形で見解がほしいということでござ

います。

【松木】最後の経済的源泉ということですが、実は相内農協の場合には農協はほとんどお金を使っていません。お金がないのでコントラクター事業をやる時は北糖に機械を買ってもらうということです。独立採算にして農協は赤字補填をせず自分たちでやらせる形をとっています。農地保全でいうと、農用地管理組合がその部分の耕作コストを支払って、市のほうからお金を出してもらって補填する形をとっています。農協の職員は一生懸命組合を作って指導したり、後は関係機関と交渉に行くということで、ほとんどお金は使っていないというのが特徴です。若干お金がかかる部分については、市あるいは製糖会社を含めて外の方で補助していただけたところはお金を出していただいて、汗は農家にかいてもらう。農協はそういう仕組みを作り上げる段階で知恵を出したり、関係機関の調整をするというような、ちょっと痛み分け的に何とかやっているというところだろうと思います。

それから自治体と農協との連携性ということですが、確かに北見市と相内農協は、心の中で何を思っているかは別として、非常に仲良くやっているわけです。けれども、他の農協はどうかという時に、何故今回できたかという、先ほど宇田川係長から話がありましたけど、自分たち（市）は農家なり農協なりが主体性をもって取り組む事業に支援をする。もうセットメニューをだしてバリューセットは如何ですかポテトは如何ですかということとは言わない。それはなぜかといいますと、ポテトは如何ですかという言い方、つまりこちらからメニューを提示するのであれば、3つの農協で同時にしなければいけないのですね。そうすると相内がこれをやりたいからといってそれをやれば、他の農協にも当然やらしてもらわなければバランスが取れない。そうすると3農協ができるレベルに

合わせていくという話になりますから、前に進まないことになります。相内農協がユニークな発想をしたことと、市がそういう考え方に変えたということがうまくマッチングしたので連携が取れているのです。それでは他の2農協との連携がどうかというと、例えば農地の保全活動は他の2農協ではやっていないわけですが、そこはそこでまた農協なりが独自に考えたやりたいことに対して支援をするという形で市がやっている。ですからちょっと外からみると相内農協だけ突出して市から支援を受けているようにみえるかもしれませんが、そういう形で整理してきたことになると思います。

【黒澤座長】 ありがとうございます。それでは阿部さん、先ほどの発言はパートナーとしての農協さんにもう少し頑張ってほしいといえバエールの意味になるかと思いますが、松田さんから、町としては農協がどうすべきであるとお考えになっているかという点がひとつ、それから塩沢さんから、それでは現段階で、いわば基礎体力といった部分を含めてそういうことが清水農協にできるのかという点がもうひとつ、そのあたりを紹介いただければということです。

【阿部】 内部の事情をさらけ出すようで誠に恥ずかしい面もあるのですが、私の先ほどの発言、それから松木先生の今の発言も含めて、町村と農協どちらも同じ目的で、町村は農業者以外の人も農業者も含めて地域の住民だし、農協は農業者を面倒見ていかなければならないという面があるのですが、いろいろとお互いに厳しい時ですから、お金の問題については先ほどの相内農協のように、相談のうえで余裕のあるほうが出すべきだと思います。けれども、ただ何でもかんでも、何か政策をやる時に農協に半分出すように話して来いといわれても困りますし、逆に農協から、農協事業の

失敗も含めて市町村にこの部分を補助して欲しいというようなことが来る。そういう低次元なことではまずいのではないかという気がします。本当に相談してできるところからやっいてこう、力のあるところがやっいてこう、お金はそれなら町村が出すということだったらいいのですが。そのような部分が強く感じられ、私としては何を期待するかというと、とにかく農協というと生産者と一緒に、農家の人と一緒に歩んでもらいたいと思っています。負債整理、これも農協にとって大事な問題ですね。不良債権を抱えるということは大事なのですけれども、今いる農家の人を大事にして経営指導を、また持続的な農業が展開できるように、あるいは今高校生や大学生の担い手が安心して継げるような営農指導をしっかりとやってもらいたい。そこで応援するところはハードな部分も含めて町村が応援すればよいのではないかと。その部分を忘れてしまうとあまりいい方向になってこないのではないかという気がします。今までやってきたなかで強くそういうようなことを感じております。ちょっと答えになっているかどうか分からないのですが。

【黒澤座長】 もう少し踏み込んでお答え願えればと思いますが。農協が組合員とともに歩むということで経営指導等をもっと根源的に強化すべきだということで、その時に町村としてはこれをバックアップする心構え、体制を取っているということです。町の振興プロジェクトのなかに、例えば情報システム化を活用した農業経営の指導の強化、あるいはコスト低減対策の取り組みについて、町がバックアップするという表現がありますが、それは具体的にどういうことをやっているのですか。

【阿部】 営農情報が今非常に発達をしております。昔ですといちいち郵送したり、農協組合便りで、今月はこういう事を気をつけてやらなければなら

ないとか、そういう情報を出していたんですけれども、今十勝の場合には十勝農協連で技術情報などを一括管理して農家の人に伝える状況になっています。そこでファックスや何やら全部整備をしてきたなかで、ハードな部分で支援してきました。ファックスを入れる時に一軒あたり数万かかるのを半分ぐらい町村が支援してきた状況もあります。これについては営農情報ばかりではなく、気象情報なども行ってきた経過はございます。よその町村でも国の補助などを受けながらやってきている部分はあると思いますが、うちは更に町村でもって補助を上乗せしながら情報機器を備えてきたというハード面での支援があります。

【黒澤座長】 ありがとうございます。次に柳村先生、例えば紹介してもらった豊原あるいは鶴居の事例で、農協と法人の設立そこでの運営、あるいは新規就農に対する農協のサポート体制みたいなことで何か見解がありましたらお願いしたいと思います。

【柳村】 これについては全然見解がなく、どのようにお答えすればいいのでしょうか。むしろ広畑さんにいろいろお考えがあるのではないかと思います。ちょっと別の質問と絡めてお答えしてよろしいでしょうか。税理士の松田さんから、アメリカでは専門家が農業経営に対していろいろとコンサルティングをしている部分があるようだがそれはどうなのかというお話がありました。それについて答えながら今の質問に対してお答えしたいと思います。

アメリカの場合には会計士と弁護士と、それから酪農の場合だったら栄養関係、エサの設計関係についてはコンサルタントがつきます。あとは銀行からお金を借りる時は経営についていろいろと銀行と相談するということがありまして、コンサルティングは非常に一般的だと思います。とこ

ろで、私が経営継承を考えていく時にどうしてもぶつかるのが経営者能力でして、これをどんどん高めなければならない。ところが後継者は経営者としての資質や能力といった点で難しい面があるという状況があり、現在の経営継承問題を考えていく上でのネックになっているのではないかと思います。今後の日本農業の担い手として、経営者能力を高めていかなくてはいけないという面があるのですけれども、一方で個人に非常に高い能力を求めていくには限界があって、コンサルティングをもう少し日本の農業のなかにも位置付ける必要があるのではないかと思います。アメリカでは先ほど申し上げたとおりいろいろな面でのコンサルティングがあるのですけれども、日本ではもう少し農協がその役割を発揮していいのではないかと思います。先ほど阿部さんから営農指導というお話がありましたが、日本の場合には負債農家で要対策となっている場合にはそれなりの営農指導は行われるわけですが、そうではなくて通常きっちり収益を上げている農家に対しても、ベーシックなコンサルティング・サービスが農協から提供されてもいいのではないかと考えております。

法人についてははっきりしていて、法人に対するコンサルティングを担当できる人がほとんどいないという現状であって、それで広畑さんが連日出張に行かなければいけないという状況にあると思いますけれども、そういう部分をもう少し何とかしなければならないと思っております。

【黒澤座長】 ありがとうございます。それでは農協問題について先ほどコメンテーターの亀井さんから厚沢部の事例を御紹介いただきましたが、特に農協が公社を作ることに関連して財政負担、資金的負担をしているわけですが、そのあたりの農協のスタンス等についてちょっと補足的に説明していただければと思います。

【亀井】農協が町に700万円目的を限定しない一般寄付をして、町がそれを受けて、町のために使うということがひとつあります。あと農協は公社に対して2名職員を出向させています。これは一部の農家から無駄だという意見もあることはありますが、今のところ厚沢部全体の農業振興について不可欠だということで、減額とか減員はされていません。あと厚沢部の場合には今いろいろな組織改変がありましたけれども、現在は資材のセンターの中に営農技術指導をする職員も一緒に入っています。営農技術職員はそれぞれ生産者部会の事務局を担当しておりまして、生産部会役員と一緒に責任を持って動くわけです。たとえば播種作業が遅れていたりすれば、公社に話を持ってくるわけです。営農技術指導員は、自分の業務成績を上げるために、動くわけですけれども、それに公社が受託作業なりで応えていくというのは、精神論ではなく、いわば自分たちの業務成績なり事業成績なりを上げるために当然やらなければならない業務システムとして仕組んでいるわけです。公社としても事業実績を上げなくてはならないから、仕事がない時は何かないかという形でそれぞれの実績を上げるために、お互いよくいえば利用しあうという関係が今のところできているかと思います。ただ道南一本で農協合併するという話になっていますので、その体質が今後も引き継がれるかどうかはちょっとまだ分かりませんけれども。

【黒澤座長】ありがとうございました。先ほど北見の宇田川係長がおっしゃった、厚沢部の農業振興計画を見て北見はこのとおりにはいかないと感じたというのは、私どもの地域農業研究所で設立10年の記念出版で出しました「農業振興計画実践の共同研究のあゆみ」で整理していますように、厚沢部の農業振興計画というのは、野菜の生産着手が、いいタイミングといいますか非常に伸長期といいますか右上がりの時期に農業振興計画を立

てて、それが面白いように目標レベルを突破していったという、その部分の第2期プランあたりを北見ではご覧になったのではないかと思います。おそらく農協が基幹作物として水田から転換した野菜作が、農協自体の経済力も生み出して、それが今お話いただいたような町との連携体制のなかで、農協が人的負担あるいは財政的負担にある面では耐えられるといったような経過があったのではと私は推測するのですけれども。今後もそういうことが持続しうるかという部分では、野菜生産の陰りもみえているようですし、全般的にはやはり厳しくなるのかなというようなことですが。農協問題に関わって質問がありました塩沢さん、松田さん、今のような論議あたりでよろしいでしょうか。

【松田孝志（松田孝志税理士事務所）】先ほど清水町では50戸農家が減るということを十勝農試で予測したということでしたが、その50戸の農家が離農する場合、清水町の農業農村活性化ビジョンのなかで、今後どのような戦略を持っているか、そのあたりを聞かせてもらえればと思います。

【阿部】私の報告の仕方が悪かったと思いますが、実は戸数が平成12年度2月の農業センサスでは440戸であります。それから先ほども引き合いに出させていただきましたが、十勝農試の経営科でやっている2010年度の予測が270戸ということをお話いたしました。270戸までということは大変でして、私は320戸から350戸ぐらいに抑えたいなという話です。それから別な調査のなかで後継者のいない55歳以上の担い手を調べますと、80戸ほどいます。この人達は在村を続けるかもしれないけれども、農業は間違いなく10年以内にリタイアするというのが殆どだと思いますので、そうするとやっぱり100ぐらい減っていくということが予想されます。減少を100戸

程度に抑えたなかで、先ほどいいましたように農協と協力しながら農地もうまく担い手に集積が促進されるようにしたい。また新規参入者を確保しながら、さきほど320といいましたが農家戸数を350ぐらいに抑えたなかでやりたいと考えています。ただそれは今までの市町村の振興計画を立てると、人口についても全然減らないよという嘘っぱちな計画を立てて、住民に説明したり、議会に説明してきた経過がありますが、ある程度本音のところで、減るけれどもこのぐらいで食い止めてやらないと戦略的に計画が立たない。440戸を維持していく中では30haの経営規模を想定すればいいですが、これが320戸とかになるとやっぱり40~50haの経営規模になります。それぐらいの想定の中の後継者のいるところでは規模拡大していかなければなりません。そのためには、どういう支援をしていく必要があるかを考えなければなりません。目標をしっかりと想定した中で今後の計画を見据えてやりたいということです。そのひとつとしていちばん大事なのは、どうやって後継者を減らさないかということはもちろんですが、繰り返しになるかもしれませんが、円滑に大規模経営が推進されるよう施策を立て、今後やっていきたいと思っています。

【黒澤座長】 松田さんよろしいでしょうか。それでは今農家戸数について話が出ましたので、最近研究として戸数推計のお仕事をされた中央農試の西村さん、あのレポートでの所感についてご紹介いただければと思います。

【西村直樹（北海道立中央農業試験場）】 我々の方でやったのは、実は農家戸数の推計ではなくて農家人口の推計です。これは90年と95年のセンサスを用いまして、コーホート分析で5歳階級で、どのぐらい人口が減るか、つまり90年から95年のトレンドを用いました。これでやっていきます

と95年の北海道全体の農家人口に比べて、2010年では40数パーセント減するという数字だったと思いますが、ほぼ半減するということです。今十勝農試で清水町の戸数を分析したというのは、この農家人口の推定に基づきまして、これを1戸あたりの家族員、世帯員を割り返して戸数に直すという作業をしています。ですから農家人口がおおよそ40数パーセント減ということは農家戸数も全道的にそのぐらい減っていくことだと思います。

【黒澤座長】 ありがとうございます。この問題は論議の主体ではございませんのでこのぐらいにしまして、塩沢さんから何か補足的に質問があるそうです。

【塩沢照俊（前拓殖大学北海道短期大学）】 今、日本の農業農村のなかで北海道は専業地帯であるのでたいへん危機的な状態にあるということは周知のことですが、そういう危機が何故起きているのか、それに対する根本的な打開策がどうかを議論することがまさに21世紀を迎える北海道農業の課題だろうと思います。農家はどんどん減っていくし後継者もいなくなる。何とかそれをカバーしなければいけないが、農家だけで自立してやっていくことは困難であるということで、農協ないし行政がそれをいろいろ支援しており、その支援の現段階ということで今日のテーマがあるし議論もされたという意味で、私は大変興味深くお聞きしました。しかし、一般に稲作地帯では栗沢とかあるいは芦別で農協が破産して岩見沢農協とかあるいは滝川農協に吸収合併されるという事態が進行している。それに比べるとかなりいろいろな事業をやる余裕が畑作地帯にはあるけれども、一体そういう余裕の源泉はどこにあるのか。農協の本来の仕事というのは販売事業ですけれども、これが稲作地帯では米価の下落でものすごく低迷し

ていますが、畑作地帯でもそんなに伸びてはいないと思います。販売事業を本来の役割としている農協がこの事業を順調に伸ばしているのかどうか。その余裕でもっていろいろな生産組織事業や、後継者の育成事業や、あるいは農地の管理事業をやっているのか。さっきの報告で分かったのですが必ずしもそうではなくて、本来農協がやらなくてはならないそういう事業も町村に負担してもらっている。はっきりいえば町村にかなりかぶって、行政の金でやってもらっていると私は理解しました。したがって畑作、酪農地帯においても農協が、今までやってきた各種事業をそのまま伸ばしていくのは、町村も財政危機でそんなにかぶれないので、なかなか難しいのではないかと思います。

【黒澤座長】 どうもありがとうございました。今ご指摘いただいた点については、ご報告の方々あるいはフロアの私どもも共通認識できるのではないのでしょうか。それでは、松木先生のお話にも関わってきますし、ここで農業公社について、第三セクターがやっていたり町がやっていたりいろいろタイプがあるかと思いますが、研究テーマで農業公社を取り上げています地域農研の井上さんからこの清水の公社の位置付け等も含めてお話ししていただければと思います。

【井上誠司（北海道地域農業研究所）】 地域レベルの土地管理の手法というのは、清水の公社の事例、松木さんの紹介された組合で管理する方式、特定農業法人、地域連携型法人など多彩なものがあると思います。また、亀井さんが報告されましたコントラクターで農家を支援していくという方法もあります。どの方法がベターなのかというのは、松木さんのご報告にもありましたけれども、地域によってかなり異なってくるのではないかと思います。当然ながら条件の良い農地が整っ

ているところは公的管理の必要性というのは低くなると思いますし、逆に条件の悪い農地が多数を占めれば公的管理の必要性も増えてくる。なおかつその条件の悪い土地を維持しなければならないという地域合意が含まれているのであれば、特定農業法人ですとか地域連携型法人よりもより公共性の強い清水町で展開しているような公社という組織が求められてくるのは当然ではないかと思います。あるいは清水が典型だと思うのですが、地域連携型法人などと役割分担しながら地域の農地管理に関わっていく手法も考えられると思います。あと、先ほどから議論になっていますが、農協も大きく関わってくるのではないかと思います。端的に言えば、農協経営悪化に伴い、行政が積極的に関わって公社のような組織を展開する必要性が高まってきたということです。

【黒澤座長】 どうもありがとうございました。先ほど、農地保有合理化事業で市町村公社等がやっている部分というのは、バックに道公社の存在があって、その部分で連携したり機能を補完したりしながら今の現行のシステムが成り立っているということが論議のなかでありましたが、道の農業開発公社の果たす機能と今後の可能性といいますかそのあたりについて谷本先生、お願いします。

【谷本一志（北海道東海大学）】 道の開発公社が農地保有合理化事業ということで事業展開を拡大してきているわけです。ご存じかと思いますが今までの従来の農地保有合理化事業から拡充しまして経営転換タイプ、北海道はほとんど相当程度地価が下落しているわけですから地価の下落を一割程度見越したなかで、どんどんそういう新しい事業の方にシフトしていっています。そのほか2年前ぐらいから、10年間貸し付けてその後担い手につけていく長期保有、更には農地保全も含めて担い手がいなくてもひとまず市町村が担保して将

来の担い手につなげていくという形で、いろいろ公社事業が拡大していております。しかし実際の地元の農家、あるいは農地、あるいは市町村の農地壊廃の実態が、もっと凄いスピードで進行している。土地も皆同じではありませんので相当悪い農地を中心に深刻化している。公社はもちろん、一定の条件のところしかリスクも高いですから介入しません。そういうなかで市町村の対応ですが、所有権まで入ると泥沼になり不良債権化します。ひとまず今のところは許可も賃貸借あるいは作業受委託を含めた農地の管理保全まで市町村が介入するというものです。市町村農業公社の事例は北海道においては、まだ1つくらいしかなく、殆どが農協の保有合理化事業です。どうしても事態が緊急に出てきているものですから、市町村、あるいは農協が単独に合理化事業を展開せざるをえません。補完するだけの財源が市町村にもありませんから身動きがなかなかとれないけれども、農家の緊急性からやらなければいけないというシナリオだと思うのです。そういうなかでコストがかかって市町村がなかなか動けないということなので、道公社のこの後の事業は、収束するものではないし、期待も含めて事業を拡充していかなければなりません。ところがリスクのあるところは公社がなかなか介入できないので、そこを市町村がどこまで関わり問題解決を図るかということです。ゾーニングというキーワードが今回報告のなかにも出ましたが、ゾーニングも柳村さん、松木さんがいわれるように「ここで線を引く」というような単純なものではないですね。負債が絡んでいたりすると面的に一面ではないという問題があります。また担い手を近くに結びつけたり、あるいは担い手のいる所に寄せたりくっつけたりいろいろな事をすれば、今売れない農地とか滞っている農地の3割ぐらいは交通整理をすることによって、使ってくれるのではないかと私は考えています。このような交通整理を市町村が中心となって展開

していく方法がひとつあるのではないかと思います。ですから農協が所有権を持つ、売買云々というのは浜中を含めて動きとしては今ずいぶん水面下では出ています。おそらく20市町村ぐらいで、賃貸借を含めて市町村公社を作ろうという動きがあります。おそらく農協合併するなかに、農協じゃちょっと広域すぎてですね、個々の市町村の面倒を逆に手放しているというような動きもあるかもしれません。そういうなかで自治体がある程度、もう一回そこにテコ入れしていくと。少ない財源の中で何が有効なのか、作業受委託組織を育成するのか、コントラクターにまで発展するのか、農地の保全まで行くのか。それも売れない、将来使われない農地まで介入するわけにはいきません。そういうなかでどういう交通整理や支援をするのがそれぞれの市町村で何がいちばん有効なのかということになってくるのではないかと思いますね。そういう意味では、優良農地でそうしなくてもいいところ、相当数農地の保全までいかななくてはならないところ、作業受委託や賃貸借を交通整理すればまだある程度までやっていけると、という温度差が相当あるのではないかと思います。

【黒澤座長】 どうもありがとうございました。道公社における保有合理化事業をはじめ、市町村公社あるいは合理化法人、それから農協の農地保有合理化法人の動き、またその機能なり限界なりについて谷本先生からお話をいただきました。今の話に関連してどなたかコメントございますか。

【幸健一郎（前北海道地域農業研究所）】 私はかつて農業開発公社に籍を置いた関係があります。もう昔ですから現状には合わないのですが、ただ私が常々考えていることとしましては、今日の阿部さんの報告も売買まで含めて農地流動化を振興公社が取り組むということで進めていたというは

ずだと私も聞いています。ところが道公社の方で、売買のところまではなかなか手放さないということであきらめて今のところ賃貸で行っているのではないかと思います。基本的に市町村の農地流動化の公社が売買まで踏み込んだことをやるのは私も望ましいと思います。ただ原因があるのは、国が全国の農地保有合理化協会に資金を出して各都道府県に売買の資金を下ろしているわけですね。これは要するに都道府県一点に限って窓口を定めるということをやっているわけです。これは都道府県の公社の生存にも関わることでありますから、あんまり市町村まで下ろしたくないというのがひとつの理由だと思います。

もうひとつ国が考えていますのは、どうも市町村に下ろした場合、農協に権限を下ろした場合に、農協の都合によってその資金を使えるということになりますと、本来の正しい農地行政をやれないというような抵抗があって、なかなか町村での売買まで国が金を出して進めないというところがあるのではないかと思います。そういう面で谷本さんがいろいろ話していたのですが、できれば町村と農協と、これに道の公社も入って、農地の流動化を地元でやるような仕組みを作っていくって、都道府県に流れる金を市町村に最も有効に使えるようなやり方を考えてみたらどうかということが、今ここで考えられるひとつの方向だろうと思っています。どのような機構組織を作るかというのはいろいろ知恵を出し合ってやる必要があると思うのですが、道の公社を巻き込んで地元の意向を反映できるような流動化対策が必要じゃないかという事を私は考えています。

それからもうひとつ私が常々考えていますのは、新規就農について調査しますと、自分たちは農地なんか持たなくてもいい、借りられればいい、子供たちに自分の農業を伝えるなんて気は全然ないということを聞きます。農業を立ち上げるために8,000万円ぐらいの負債を背負っているうちの

半分ぐらいが農地のお金なのです。こんな大きな負債を最初から背負って、自分たちに経験がないなかで農業をやっていくわけですから。何とかそういうことを賃貸でやっていくことは出来ないのかと考えます。国が責任を持って、町村の方からも声をあげて、新規就農者に対する農地は賃貸でやるという方向に取り組むべきではないかと常々考えております。できれば皆さんも何かの機会にそういう声をあげていただいて、実現ができればと思っております。

【黒澤座長】 ありがとうございます。話題の中に出ました農地保有合理化協会の全国の動きがどうなっているかなと思ひまして、私も昨夜ホームページにアクセスしましたら、かなりの部分がまだ工事中ということで、情報を引き出すことが出来なくてちょっと寂しい思いをしました。幸さんからは、新規就農を阻害する要因として、どんなに手厚い措置をしたとしても、農地を保有させて就農を開始させるということ自体の本源的な困難さみたいなものを何らかの意味で転換すべきではないかというご意見でした。

それでは担い手問題に関して柳村先生が、まだ若干仮説的な部分はございますが、経営継承のモデルというか、システムをお出しになりましたが、法人を核にして経営継承なり就農という部分です、ユニークな動きをしている全道の農業法人の事例を広畑さんに、ちょっとお気づきになった点でお聞かせ願えればと思います。

【広畑】 役割は終わったと思っておりますのですが、私の立場から合理化事業について若干お話をします。先日ある場所で公社の理事長の発言を聞きましたが、現在公社が抱えている資産は600億を越えているということです。これは公社といっても農地保有合理化事業だけの資産です。谷本先生がいわれたとおり、10年物とか5年物という

ようなことで抱えられた資産が600億、この600億の資産が鑑定的に進むかということが、公社が抱えている最大の関心であり問題であるということです。

理事長はその時に二つの心配事をいっていました。ひとつは、やはりバブルの崩壊によって日本経済全体が冷え込んでいる。農地制度というのは土地制度と十分に切り離されていない。いわば内実としてはかなりリンクしている。したがって一般土地の状況が農地にも反映し、これだけ農地価格が下落する。その中で600億の資産を維持するのは公社ひとりの力では不可能なところにきているという認識をもたれていたわけです。

合わせて、塩沢先生の話にもありましたように、今農業がこんな状況でありますから、バブルだけではありません。更に加えて農業は、とくに北海道農業は今、皆さん方がイメージするような大変な事態を抱えている。この時に600億の資産を抱えている公社がたいへんな事態に今直面しているということを認識してほしいというようなお話であったわけです。逆に公社がなかったら、地元の農地の移動というのはたいへん難しくなる。もちろんその入り口の大きなところにある農協の不良債権の整理という問題でも行き詰まるわけありますから、これはひとつ公社の問題ということにはならない。農地の問題であり、あるいは農協の問題であり、しいては地域全体の農業の問題であるということです。それだけに北海道農業開発公社としては、国や道の、あるいは団体の更なる支援で何とか今抱えている債権の不良化を防ぎながら、また新たに取得しなければならない債権、これは優良債権ですね、不良債権はもたらしめてくれるなという考え方は認識しておかなければならないかなと思っております。

そこにきて、先ほど谷本先生が紹介された経営転換タイプというのは、実は本年で終わることになっているわけです。来年度から国は事業を変え

るわけですが、場合によっては自治体にも負担を現状よりも強く課すということです。そうなりますと、道の財政事情が事情ですので、これまた地元の側からいっても公社の側からいっても合理化事業のあり方がたいへん難しい状況になるのではないかと感じております。もちろんそういうことを農協や市町村の皆さん方は体で実感しているわけですから、何とか地元で管理体制をと発想されるわけですが、農地法という壁は意外と厚くて、さきほど阿部課長の話にあった最後はここまでという農業生産法人は違法法人となります。従ってあれは現行法では仕組みません。実はああいう発想をもたれている農協町村はかなりのところありますけれども、全て農地法の壁にぶつかりまして実行ができません。従って農地法のあり方も問われているといえるのか、あるいは農地法のあり方は是として仕組み方をもっと知恵を出して作るのか、そういうことをやらないと、公社と地元の共同作業を、少しでもいい機会を作っていかなければならないのではないのでしょうか。

その前提はやはり話題となっております農協問題だと思ひまして、不良債権という問題というのがやはり金融という側面からいうと非常に大きい問題でありますので、どうしても不良債権処理は、とりわけ合併を急いでいる農協にとっては絶対的な使命でありますから、余裕を持った検討もしていられない状況でありますけれども、それだけに公社と町村の両サイドで知恵を出してやっていく、その過程で農地法の壁を破っていくという事が必要になるのではないかと考えております。

法人を紹介するということであったわけですが、法人は私の仕事の関係から大雑把にいいますと、大きく二つに分けて考えてもらいたと思います。ひとつは先ほど柳村先生の方にもありました、昭和40年代に作られた法人であります。この法人の体質はいわゆる農民運動の共同意識、鶴居の法人も有限会社だといわれましたけれども

確かにそうであります。しかし農民運動の一貫として共同運動ということ意識しながら作り上げていったという、いわば農民運動の組織形態として農事組合法人を中心にして作り上げた法人というのはわずかなのですが、その他にいわば農業にとっての好景気であった40年代に節税を中心に作り上げていった法人があります。従って法人の皆さん、とくにリーダーの皆さん方に組織を形成し組織を維持するという発想が極めて脆弱だったというのがあります。いわば現場対応が非常に優先、お金の面の対応が優先であったり、あるいは仲間内で議論してやっていく、共同でやっていくというのが主流を占めていたために、全体として現代的といいますかモダンな組織運営にはなっていません。

ところが平成になってからの法人というのは、いわば国際化の波に洗われて、所得も伸びないということを前提として、家族であれ地域であれあるいはグループであれ、如何に合理的な、効率的な経営組織を作るかという発想で作りに上げているわけです。従って今日では共同型の法人というのは殆ど形成されていっていません。そういう余裕すらない。もっと競争原理の中で生きていく、リストラもかけるということを前提としながら法人作りが研究されているということを考えてもらえればと思っております。

そして現段階での継承といわれると、どうしても古い、昔作られた法人が代替わりの時に来ているようですから、経営継承という問題になりまして、そして組織形成のいびつさから問題を起こしています。その端的な例がやはりD法人だろうと思いますけれども、そのような側面があります。ところが今、組織を意識して作り上げていったものはほぼ10年がやっとの年齢でありますから、まだ代替わりという問題まではいっていません。しかし作る過程においても次も責任者を誰にするか、どういう方向にするかということは、あらか

じめの議論の中に入れながら組織作りを進めているということで認識していただければなと思っております。

そんななかで具体的な法人を挙げればいいのかもかもしれませんが、具体的な法人となりますと千差万別な側面もありますし、あまり名前を挙げると後でしかられる側面もありますので、名前は省かしてもらいたと思います。全体的な傾向として、平成からの法人というのは意識においても問題意識においても、またそれぞれの責任の持ち方においても全く違う形で法人作りが志向されているということを一般論としてご認識いただければと思っております。

【黒澤座長】ありがとうございます。後段の部分で具体的な法人名を挙げるのは差し控えたいということですが、多分この場で挙げると即刻このフロアの方の何人かが調査にいかれると想定されますので賢明な選択であったと思います。

前段の部分ですが、合理化事業なり公社制度あるいは農地制度あるいは一般土地制度の絡みについて情勢を御紹介いただきましたが非常に示唆にとんだ有益なお話であったと思います。ただ、不良債権の問題を、例えば不良債権を抱え込まないという要素で、公社事業のいわば健全化を図るという部分にシフトするとすれば、現実に必要なになっている現場段階での農地の買い上げなり、これの売り渡しなり賃貸借の部分について殆ど手を出さないという、いわば石橋をたたいても渡らないというようなことと裏腹の関係になります。そのあたりをどういう段階で調整をし、両立とまで行かなくてもその要素を加味しながら機能させていくかという事が大きな課題になるような気がいたしました。

最後にこの場で是非という方御発言頂きたいと思っております。それでは今回座長の最初の口火の時に、その場に居られなかった太田原先生の言葉から始

めさせて頂きましたが、今ご本人が午後の部はじっくりと聞いておられたようですので、太田原先生に、何か総体的なコメント等がありましたら一言お願いしたいと思います。

【太田原高昭（北海道大学大学院農学研究科）】

いきなり指名されて困っております。今日のテーマ非常に私興味がありましたが、午前中は事情で出られませんで、午後からお話をたいへん興味深く伺っていましたが、なにしろ報告を全く聞いてないので、口をはさむのが困難であります。

それで全然関係ない話をしますと、私は20何年前に「地域農業と農協」という本を出しました。そこでは自治体と農協が車の両輪になって地域農業を引っ張って行かなければならないだろうと、その先駆的な事例というようなことについて書きましたが、その時はまだ個別農家のパワーがまだまだありまして、実態としては補完的なものだったのですが、今日の話を聞いていましたら、いよいよやはりそういうものが全町村で現実化しないと農業は持たない、特に專業型の自給率向上を期待されている北海道農業はもたない、そういう時代に入ってきているということを痛感いたしました。今日の紹介事例のなかでは、既に自治体の方が先に走っていて、農協はなかなかついていけないといった状況として認識されたわけですが、これはちょっと場所を変えますと、農協が先に走って、自治体は法律でがんじがらめになっていて役に立たないという話もありますので、力をもった、ノウハウを身に付けた市町村、農協がそれぞれ別々のところに現れてきているということはいえるのではないかと思います。そういう意味では、先ほど清水の阿部さんたちが厚沢部までいかれてそういう勉強を非常に周到になさった上で仕組まれたということをお聞きしましたが、多分実績をあげておられるところでは、そういうことをどこでもやっておられるかと思うのです。そう

いう交流が町村内とか同一支庁内ではなくて、全道的に農協が動かなかつたら役場の人が農協の人間を連れてどこかの農協に見に行くというようなことがどんどん行われることが必要なのだろうと思います。

確かに、それどころではないという農協もたくさんありまして、人もいない、資源もないということはよく聞くわけですが、どこでも「やらない理由」というのはいくつでもあげられるわけです。この仕事は、状況からいえば、金がないからやらなくていいという仕事ではないわけです。やはりそのところをやらないという選択はもうないという時期に入ってきているのではないのでしょうか。そのことを強く印象付けられた学会として今日の学会は大きな意味があったのではないのでしょうか。今日まだ未解明な問題、もちろん私自身わからないことがたくさんあるのですが、そういうことを含めて論点がたくさん出ているように思います。是非そういう論点を残った時間で少しでも整理して頂いて、理論研究の面でも一歩前に進むというようになればたいへん意義があると思っております。

【黒澤座長】 ありがとうございます。それでは以上で総合討論を終えたいと思いますが、事務局の原案では座長総括ということになっております。冒頭申し上げましたようにその任ではありませんが、ちょうど世紀末から新しい世紀にむかって、今の閉塞感とか沈滞ムードを一掃して、いわば新しい世紀へのパスポートというのはどういうことでこれを獲得できるかといえば、おそらくその要件としてはいろいろな形で連携したりアイデアを出したりして新しい分野に進出したり、あるいは古い不必要になった部分は分解したり、あるいはそれをもう一度組み立てたりあるいは矯正するシステムを考えたり、というあたりが新しい世紀へのパスポートになるのではと考えています。

今日のご報告のなかでお三方も独自の視点で報告を頂きましたのでこれを総括的にくくることはかなり困難ですが、おそらくどのようなシステム、担い手に関しても、あるいは農地問題、その他地域振興の色々なシステムに関しましても、いわば既存体制に関する問題意識だとか危機感をどう共通認識として皆で共有するかということがまずひとつ前段としてあると思いますし、そういうもので出た部分、突破口を皆で知恵を出し合って提示する。当然障害だとか反対されるなどいろいろな局面があると思いますが、これは当事者同士の意識の問題もそうですし、既存のシステムだとか行政の制約だとかいろいろ存在すると思いますが、それをなんとか右に置け左に置け、あるいは場合によっては突破するということが必要になってくるというように、いわば障害回避の作戦、その為の知恵もまた必要になるのではないかと思います。

今日ご発表いただきましたお三方の提言とフロアから出ました質問等を可能な範囲で整理をしまして、学会誌等の部分で総括に変えて整理いたしまして座長の任をそのあたりで勘弁していただきたいなと思います。以上で総合討論を終えたいと思います。皆さんからご発表の3人の報告者、それからコメンテーターの方々に心からの拍手をお願いしたいと思います。